

# FIT 法成立から施行までの1年を振り返って

事務局長 花岡隆夫

## 1. FIT 法成立

2011年8月、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(FIT法)が成立した。その骨子は以下の通り。

- ・対象：太陽光、風力、中小水力、地熱、バイオマス
- ・特徴：一定期間、固定価格で全量買取
- ・買取価格：通常必要となる発電コスト及び電気の供給者が受けるべき利潤等
- ・買取期間：設置されてから設備の更新が必要となるまでの標準的な期間
- ・プレミアム価格：法施行後3年間は、電気の供給者の利潤に特に配慮すること
- ・電気事業者による契約締結の拒否：電気事業者の利益を不当に害する恐れがあるときは拒否ができる
- ・電気事業者による接続の拒否：電気の円滑な供給の確保に支障が生ずる恐れのあるときは拒否ができる
- ・既設設備に関する付帯決議：新規参入者との公平性に配慮しつつ、必要な措置を講ずること

## 2. コスト等検証委員会

価格と期間に関しては調達価格等算定委員会にて検討することになったが、その前に国家戦略室コスト等検証委員会が2011年12月に報告書を提出した。その骨子は以下の通り。

- (1) 検証の3つの目的
- ・原子力発電のコストの徹底検証
  - ・再生可能エネルギーをはじめとする原子力以外の電源コストの再検証
  - ・原発への依存度低減のシナリオを検討するためのデータの提供
- (2) 検証の考え方 — 4つの新たな試み
- ・社会的費用を加味する(原子力について)
  - ・再エネの技術革新の可能性などを把握するため、2020年、2030年も予測
  - ・コジェネ、省エネなど需要家主導のエネルギー選択の試算を行う

- ・計算根拠を開示する(エクセルシートが開示された)

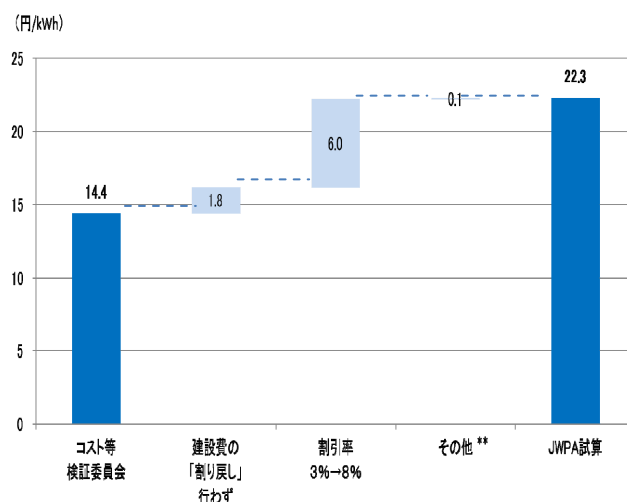
### (3) 大型風力発電のコスト

陸上風力：2010年(9.9~17.3円/kWh)  
2030年(8.8~17.3円/kWh)  
洋上風力：2020年(9.4~23.1円/kWh)  
2030年(8.6~23.1円/kWh)

JWPAは上記コスト等検証委員会の算出した風力発電のコストについて、その計算根拠を詳細に検討し、問題点を整理した。そして、JWPAが作成したコスト計算との対比表を以下の通り作成した。

問題点のポイントは2つ。一つは建設コストの減価償却費を現在価値に割り戻していること。二つ目は割引率が3%と極端に低いこと。なお、建設費そのものと運転維持費(メンテナンス費用)には大きな違いはなかった。

表-1 試算結果の差異分析  
(建設費30万円/kW、年間運転維持費6,000円/kW、設備利用率20%とした場合)



\*\* 内訳は次の通り。①事業税=売上×1.3%を運転維持費に加算(+0.3円/kWh)、②運転維持費にインフレ率1%を勘案(+0.2円/kWh)、③撤去費用を見込まず(▲0.1円/kWh)、④固定資産税初年度非課税(▲0.3円/kWh)

出典：発電コスト試算シート、JWPA分析

### 3. 調達価格等算定委員会

この委員会の委員は国会同意人事であったため、委員会の立ち上げまでに多くの時間を要した。当初 2012 年 1 月早々に委員会が立ち上がる予定であったが、委員の差し替えなどもあり、ようやく 2012 年 3 月 6 日に第 1 回目の委員会が開催され、その後 4 月 27 日までに 7 回の委員会が開催された。3 月 19 日の第 3 回委員会では JWSA から永田代表理事がヒアリングに呼ばれ、委員会で業界の要望を訴えた。

**\* 風力発電事業の採算が成立するためには  
買取価格 22~25 円・買取期間 20 年が必要 \***

初期費用を 30 万円/kW とした場合

		買取価格(円/kWh)					
		20	21	22	23	24	25
買取期間 (年)	15	3.7%	4.6%	5.4%	6.3%	7.1%	7.9%
	16	4.3%	5.2%	6.1%	6.9%	7.7%	8.5%
	17	4.9%	5.7%	6.6%	7.4%	8.2%	8.9%
	18	5.4%	6.2%	7.0%	7.8%	8.6%	9.3%
	19	5.8%	6.6%	7.4%	8.1%	8.9%	9.6%
	20	6.1%	6.9%	7.7%	8.4%	9.2%	9.9%

初期費用を 35 万円/kW とした場合

		買取価格(円/kWh)					
		20	21	22	23	24	25
買取期間 (年)	15	1.4%	2.3%	3.1%	3.9%	4.6%	5.4%
	16	2.2%	3.0%	3.8%	4.5%	5.3%	6.0%
	17	2.8%	3.6%	4.3%	5.1%	5.8%	6.5%
	18	3.3%	4.1%	4.8%	5.6%	6.3%	7.0%
	19	3.8%	4.5%	5.3%	6.0%	6.7%	7.3%
	20	4.2%	4.9%	5.6%	6.3%	7.0%	7.7%

(主な前提条件)

- 設備利用率：20% (出力抑制は勘案せず)
- 年間操業費用：6,000 円/kW
- 事業税・固定資産税は別途コストに算入
- 消費税は上記買取価格に含まない

そして、4 月 27 日の第 7 回委員会において、委員会としての意見書が枝野経済産業大臣に提出された。骨子は以下の通り。

- ・ 風力発電 (20kW 以上)  
買取価格：22 円/kWh (消費税抜)  
買取期間：20 年
- ・ 前提  
建設費：30 万円/kW  
運転維持費 (年間)：6,000 円/kW  
税引前 IRR：8%

買取期間：IEC の設計耐用年数

- ・ 洋上風力  
現時点では費用の算出が困難なため陸上と同じ区分とした
- ・ 既設設備への適用  
意見書では言及されていない

### 4. 政省令案とパブリックコメント

経済産業省は、2012 年 5 月 16 日調達価格等算定委員会の提出した意見書を基に政省令案とパブリックコメントの募集を発表した。骨子は以下の通り。

- ・ 調達価格と期間は「調達価格等算定委員会」の意見書通り
- ・ 電気事業者による契約締結の拒否について具体例の列挙
- ・ 電気事業者による接続の拒否について具体的例の列挙
  - (1) 接続費用の負担に関する事項
  - (2) 出力抑制に関する事項
  - (3) 電力量の計量に関する事項他
  - (4) ESCJ が紛争解決機能を担うこと
- ・ 設備認定に関する規定
- ・ 調達価格の適用時期に関する規定
- ・ 交付金及び納付金に関する規定
- ・ 既存設備に関する規定
  - (1) 既設についても FIT 法の対象とすることが明記された
  - (2) 調達価格の算定式も記載された (補助金が 1/3 の場合 19 円~20 円程度)
  - (3) 期間は 20 年からすでに経過した期間を差し引いた残りの期間

### 5. 政省令案の説明会と Q&A

2012 年 5 月 24 日、経済産業省による JWSA 会員を対象にした政省令案に対する説明会が開催され、多くの会員が参加した。

その際の主な Q&A は以下の通り。

<Q&A>

Q：当初 3 年間の優遇期間は、具体的にはいつまでになるのか？

A：平成 26 年度 (平成 27 年 3 月末) まで

Q：一発電所から、複数の電気事業者への送電 (複数買取) は認められるか？

A : YES

Q : RPS 設備撤回届において、実際の RPS→FIT 切り替え時期を、今年度末（2013 年 3 月 31 日）とすることは可能か？

A : 必要ならパブコメに意見提出されたし（事務局注：他の説明会では、来年 3 月末は実務的に難しい、精々 1-2 か月の延長程度と言われた）

Q : 回避可能原価は、いつ決定になるか？また、今後の見直し周期は？

A : 6 月中旬に告示予定、一般電気事業者は個別、新電力、特定電気事業者は一般電気事業者の平均値となる

Q : RPS 設備を撤回した場合の調達価格算定式（61 頁の 16~19 行目）において、「設備の標準的な供給量」と「設備の供給量」はどの数値を使うのか？

A : 両方の用語は正誤表参照、風力の場合は 20% の設備利用率を使用して算出する

Q : 一旦適用された価格（本年度の場合 22 円）は 20 年間変更されないということだが、その法的根拠は？

A : 20 年間変更されないという保証はない。逆に変更することが出来る。法第 3 条 7 項「経済産業大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、調達価格等を改訂することができる」但し、現実的には殆ど変わることはないので「原則的には変わらない」という表現ができる

Q : 現行 RPS 法に基づく電気事業者との PPA 契約から FIT 法に基づく PPA 契約に切り替える期間に契約の空白期間が生じた場合どうなるか？

A : 空白が生じると問題なので生じないように原契約の解約と新契約の締結日を同日にするよう、電事連とも話をしている

Q : 現行 RPS 法に基づく電気事業者との PPA 契約を解約するに当たり、電気事業者の合意を取り付けるのは我々風力発電事業者が個別に交渉を持つ必要があるのか？電気事業者が契約の移行を拒めば FIT 法の恩恵を受けられなくなる可能性もあるのか？

A : 基本的に民/民の契約なので個別に交渉することになる。但し、電気事業者にとっては賦課金という明確な形になるので解約を拒否することはないと思われる

Q : プロジェクトの事業主が途中で変更になる場合、価格はそのままか？

A : 設備が変わらなければ価格は変わらない。但し、FIT 認定の変更の届け出は必要

Q : メンテナンス体制を示す書類のイメージは？体制確保が守られなかった場合は設備認定の取り消し要件となるのか？

A : 誓約書のようなイメージを持っている。また、例えば、3 ヶ月を超えても修理作業が開始できなかった場合などは取り消し事由になり得ると思われる。「日本政府として本要件の順守を求めている」ことをメーカー等に強調し伝えてほしい

Q : 設備を移設する場合はどう扱われるのか？

A : 移設する設備は新規設備と見なす

Q : 組合形式でファンドを組んでも FIT 対象の事業者になれるか？

A : 事業者の組織形態は問わない

Q : リースの場合はどうなるか

A : リースを受けた方（LESSEE）が対象になる（LESSOR は対象にならない）

Q : 既設の RPS から FIT への価格の変更はいつか？

A : 契約締結日。法律に遡及規定はない

## 6. パブリックコメントの提出

上記の説明会を受け、内容を把握した時点で 5 月 29 日に JWPA としての意見書を提出した。意見書は全部で 19 項目にわたるが主なものは以下の通り。

- ・風力の調達価格 22 円は、採算ラインぎりぎりの価格であり、環境アセスや出力抑制、法規制等による採算悪化要因を考えると不十分である。
- ・風力（20kW 以上）の調達期間 20 年は妥当である。
- ・環境影響評価法の対象となる風力及び地熱については、法施行後、最低 3 年間は平成 24 年度の調達価格・期間を維持することとしていただきたい。
- ・洋上風力発電について、実証研究の途中経過や海外事例を踏まえ、陸上風力発電と区別した調達価格を早期に設定頂きたい。
- ・風力発電（20kW 以上）の当初 3 年間の IRR は、9~10% に設定すべきである。
- ・出力抑制について、逸失売電収入相当額の補償をせずに実施することが可能な時間の上限を、年 8 パーセント以内から年 4 パーセント以内に下げてくださいか、もしくは平均出力抑制率を最大 50% とする等の限度を設け

ていただきたい。

- ・電気事業者の接続可能容量に制約がある場合において、電気事業者が抽選等の無作為な方法で定めた接続優先順位は、法第5条1項各号の接続拒否事由に該当しないことを明確にして頂きたい。
- ・貴省案通り、既存設備についても、新規参入者との公平性に配慮した形で固定価格買取制度の適用を認めて頂きたい。
- ・「調達契約を当事者間の合意により解除できること」の条件を満たすためには、「特定契約の締結と同時に既存調達契約が解除されること」を当事者間であらかじめ合意すればよく、契約の解除までは求められないことを明確にしていきたい。また、特定供給者が調達契約の解除を電気事業者申し入れた場合は、電気事業者が速やかに解除に係る合意に応じなければならない旨を、省令又は告示に明記していただきたい。
- ・RPS法に基づく設備認定の撤回の申し出期限が本年9月1日となっているが、やむを得ない理由がある場合には最大2ヶ月程度延長することを認めていただきたい。

## 7. FIT法の施行と今後の課題

6月1日パブリックコメントの意見募集が締め切られ、それらの意見を考慮して、6月18日、最終的に閣議決定を経て施行規則及び告示が発表された。パブリックコメントによる基本的内容の変更はなかった。この結果2012年7月1日にFIT法は施行されることになった。

これにより、十分満足できる価格ではないかもしれないが、事業者の採算は大幅に好転するはずであり、風力発電の導入促進が期待される場所である。しかし、いくら採算の取れる事業計画ができて、それが系統に繋がらなければ絵に描いた餅であり、導入促進にはつながらない。

この問題を解決するために現在、各電力会社、ESCJ、JWPA、資源エネルギー庁が知恵を出し合って系統連系量の拡大の為に研究を行っている。勿論、長期的には会社間送電線や地域内送電線の増設が必要であるが、これは10年単位の長期計画が必要であり、そのためには政府としての長期導入目標の策定が必要不可欠である。

その他にも、風力発電事業の環境影響評価法対象への追加が本年10月に迫っており、審査期間の短縮要望などを引き続き行うことが必

要である。さらに、農地法、建築基準法などの諸制度・規制の緩和要望にも注力しなければならない等々、問題は山積している。

このような難局の中、会員各位のご指導ご鞭撻を頂き、JWPA三局はこれからも風力発電導入促進に向けて頑張る所存である。

## 8. まとめて代えて

2012年7月1日、FIT法の施行を記念して枝野経済産業大臣が郡山布引高原を訪問し、再生可能エネルギーの普及促進に向けたアピールをする予定になっている（本協会誌が発行される時点では既に実現しているはずである）。

郡山布引高原には33基の風車が回っている。東日本大震災で大きな被害を出した福島県、その地で枝野大臣が高らかに再生可能エネルギーの普及促進を宣言することは大いに意義のあることである。

7月1日、郡山布引高原の夏空に33基の風車が気持ちよく回っていることを祈念して、まとめて代えたい。